

令和 7 年 3 月 19 日

各指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

寝屋川市福祉部指導監査課長

谷口 隼人

令和 7 年 4 月の各種加算等の届出等について（通知）

平素より、本市の福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

前年度実績に基づき届出が必要な基本報酬区分、各種加算については、各事業所において遺漏がないよう御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 就労系サービスの基本報酬の届出について

就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型及び就労定着支援に係る訓練等給付費の算定については、前年度等の実績等に基づいて基本報酬が算定されることとなっておりますので、下記のとおり、届け出てください。

（新規の経過措置対象を除く全事業所が対象となります。）

【提出書類】

- ・介護給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表
- ・各事業の「基本報酬の算定区分に関する届出書」
- ・スコア表（就労継続支援 A 型事業所のみ）

※ 各種様式は当課ホームページ（ページ I D : 7537）からダウンロードしてください。

2 各種加算・減算について

前年度実績に基づく各種加算・減算に係る届出につきましては、詳細を当課ホームページ（ページ I D : 7537）に掲載しておりますので、内容をよく御確認のうえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。また、**下記記載の加算を算定している事業者にあつては、必ず届出書の提出が必要です。**

【生活介護】

人員配置体制加算

【就労移行支援】

移行準備支援加算（I）

【就労継続支援 A 型・B 型】

人員配置体制加算、賃金向上達成指導員配置加算（A 型）、目標工賃達成指導員配置加算（B 型）、目標工賃達成加算（B 型）

3 提出方法等

1、2 の届出に関する提出書類は、令和 7 年 4 月 15 日（火）（当日消印有効）までに、福祉部指導監査課に郵送または来庁により提出していただきますようお願いいたします。

なお、期限までに書類が提出されない場合は、令和 7 年 4 月 1 日からの算定は認められませんので、期限までに必ず提出してください。

問合先・提出先
寝屋川市福祉部指導監査課障害福祉サービス担当あて
メール：shidou-k@city.neyagawa.osaka.jp
電話：072-812-2027
（郵送の送り先）
〒572-8566
寝屋川市池田西町 24 番 5 号
池の里市民交流センター内 福祉部指導監査課
障害福祉サービス担当